

# 指定小児慢性特定疾病医療機関の 指定申請手続のお知らせ

- 平成26年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」といいます。）が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。
- 新たな制度では、小児慢性特定疾病患者の方が、その疾病に係る医療費の助成を受けるには、知事や市長の指定を受けた医療機関等（指定小児慢性特定疾病医療機関）で医療を受けることが必要になります。

※所在地が横浜市にある医療機関等が対象となります。

所在地が他自治体にある医療機関等は、各市長又は各知事へ申請が必要となりますので、各自治体へお問い合わせください。

## 【指定医療機関の要件】（法第19条の9）

- ① ②のいずれも満たしていること。
  - ①以下の医療機関等であること
    - 保険医療機関
    - 保険薬局
    - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
  - ②法第19条の9第2項で定める欠格事由に該当していないこと。

## 【指定医療機関の責務等】（法第19条の11・19条の12・19条の13）

- 厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病に係る医療を行わなければならない。
- 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- 指定医療機関は、小児慢性特定疾病に係る医療の実施に関し、都道府県知事等の指導を受けなければならない。

**【申請方法】**

「横浜市小児慢性特定疾病指定医療機関指定申請書」を御提出ください。

**【提出先】**

〒231- 0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 16階

横浜市役所健康福祉局医療援助課

「小児慢性特定疾病指定医療機関担当」まで

**【その他留意事項】**

- 原則、受理をした翌々月1日が指定日となります。
- 指定後、申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定医療機関等の名称、所在地を市ホームページ掲載などにより公表します。(法第19条の19)
- 指定の有効期間は6年間です（更新の時期になりましたら、別途通知をお送りします）。